

2023年12月8日

大阪府教育委員会

教育長 橋本 正司 様

大阪府教職員組合

中央執行委員長 百濟 喜之

勤務労働条件の改善にむけた大阪府教職員組合要求書

I. 給与等にすること

1. 再任用職員の給料月額、一時金、生活関連手当の改善をはかること。
2. 相当の経験年数を有する臨時講師について、教育職給料表2級を適用すること。また、栄養教諭が産前・産後休暇や育児休業、病気休暇などを取得する際、代替者のうち「栄養教諭免許状」所持者には「教育職給料表」を適用するなど、臨時技師の待遇改善をはかること。
3. 会計年度任用職員の給与改善をはじめ勤務労働条件の改善をはかること。特に技能労務職給料表を基礎として適用する会計年度任用職員（非常勤補助員）の更なる給与改善をはかること。
4. 修学旅行等の泊を伴う学校行事の実施にあたっては、食費相当分を支給すること。また、宿泊料金等の値上げの実態に合わせ、宿泊料を引上げること。
5. 病気、怪我、妊娠、子育て、介護等により通勤することが著しく困難な場合には、通勤手当の支給範囲の特例を認めること。

II. 人事制度、人事評価制度等にすること

6. 教職員の雇用と年金の確実な接続をはかること。なお、引き続き、定年を段階的に引き上げることに関連する労働条件について協議をおこなうこと。
7. 学校事務職員の人材育成と士気高揚にむけた「総合的な人事制度」を構築すること。
8. 制度本来の目的・趣旨をゆがめる「教職員の評価・育成システム」の評価結果の給与等への反映をやめること。また当面、勤勉手当の拠出分については、年間0.06月分を縮小すること。さらに、前回の教職員アンケート（17年8月）から5年以上が経過していることをふまえ、新たなアンケート実施など、制度の趣旨が評価者と被

評価者に十分な理解と納得を得られるようにすること。

III. 在校等時間・健康管理等、教職員の働き方改革、福利厚生に関すること

9. 「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則・要綱（20年4月）」に則した在校等時間の適正な管理をおこない、業務削減、業務の適正化など具体的措置を講じることで在校等時間の縮減と長時間労働の是正をはかること。
10. 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第42条にもとづき府費負担教職員の勤務労働条件については大阪府の条例で定められている。しかし、一部制度や勤務時間管理等について、市町村教委によってその運用に差異が生じていることから、府費負担教職員の勤務労働条件の平準化にむけて適切な対策を講じること。
11. 教職員の心身の健康の保持・増進と疾病予防のために、総合的な健康管理システムを構築し、健康で働き続けられる条件整備をすすめること。
12. 文科省は、「権限と責任をもった事務長をはじめとした事務職員の配置の充実をはかるとともに、勤務の実情をふまえつつ、事務職員に過度に業務が集中することにならないよう、庶務事務システムや共同学校事務室の設置・活用などを推進し、事務職員の質の向上や学校事務の適正化と効率的な処理、事務機能の強化をすすめること」を求めており、共同学校事務室など、事務職員に過度に業務が集中することのないよう、業務負担軽減をはかること。
13. 学校における給与・旅費・手当支給事務、福利厚生に係る事務について、学校総務サービスシステムの改修をおこなうなど事務の簡素化や、制度改変の際の適切で速やかな情報提供など、教職員、とりわけ市町村立学校事務職員の業務負担の軽減をはかること。
14. 事務職員の職務は多岐にわたり、年度当初には教職員の異動に伴う給与事務など特に業務量が多いため、負担軽減のための配置を検討するなど、事務職員の負担軽減をはかること。
15. しょうがい種別ごとの学級設置を促進するなど、「混在学級」でしょうがい種別の異なる子どもたちを指導する教職員の負担軽減をはかること。また、適正な規模の通級指導教室の設置を促進するなど、通級指導教室担当者の負担軽減をはかること。さらに、医療的ケア児支援法等の趣旨をふまえ、「市町村医療的ケア実施体制サポート事業」のさらなる拡充をおこなうことなどにより教職員の負担軽減をはかること。
16. 中学校給食の実施については、「対象が生徒全員であること」「完全給食」「単独校方

式」など、教育的意義をふまえたものであることが重要である。複数校を担当するなどの過重な負担を強いられている栄養教職員について、各校に栄養教諭を配置することや中学校デリバリー給食に対する加配措置を継続することなど、栄養教職員の業務負担の軽減方策を講じること。

17. 新たな健診等の導入により、保護者対応など養護教諭をはじめ教職員の業務負担が増加し長時間労働に拍車をかけている。具体的な軽減策を講じ、教職員の多忙化・負担増を防止するよう配慮をおこなうこと。
18. 新型コロナウイルス感染拡大に対する対応の長期化等のさまざまな要因によって心身に不安を抱える子どもへの細やかな対応等に対し、具体的な対策を講じ、教職員の多忙化・負担増を防ぐよう配慮すること。
19. アレルギー疾患を有する子どもたちや、食における合理的配慮が必要な子どもたちにとって、安全・安心に学校生活を送ることができる環境を整備することは重要かつ喫緊の課題である。とりわけ子どもの命に関わることであるため、養護教諭、栄養教諭、学級担任等に業務負担が偏ることのないよう、ガイドラインにもとづいた適切な対応を講じること。特に、養護教諭、栄養教諭の業務負担軽減に向けた適切な措置を講じること。
20. 入試制度の改変によって中学校現場で教職員の多忙化・負担増が生じている。真に子どもたちのためとなる進路保障・進路指導に懸命に日々尽力している教職員について、多忙化・負担増を防止するための支援策を講じること。
21. 改正セクハラ、マタハラ、パワハラ防止指針にもとづき、実態把握、指針や相談窓口の周知、管理職研修など実効ある対策を講じるなど、ハラスメントを許さない職場環境の実現をはかること。
22. 「次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画（府立学校編）」の後期行動計画（20年4月～25年3月）の周知をはかるとともに、子育て中の教職員の支援をはじめとする、すべての教職員が働きやすい職場環境づくりをおこなうこと。また、「次世代育成支援対策推進法」にもとづき、次期計画策定時にはアンケートを実施するなど、現場実態把握のために適切に対応すること。
23. 「女性活躍推進法に基づく公立学校における特定事業主行動計画（2021）」を周知し、数値目標（継続就業及び仕事と家庭の両立、働き方改革、女性登用など）達成にむけて働きやすい職場環境づくりをおこなうこと。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」にもとづき、次期計画策定時にはアンケートを実施するなど、現場実態把握のために適切に対応すること。

24. 部活動指導が教職員の長時間労働の大きな要因になっていることをふまえ、「大阪府における部活動等の在り方に関する方針」にもとづき、教職員の業務削減のために適切な対策を講じること。

IV. 休暇・休業制度、出産・育児・介護制度等に関すること。

25. 教職員の母体保障や子育てに関する休暇制度等について適切に措置を講じること。また、代替者の速やかな確保など、安心して出産・育児ができる環境整備にむけた対策を講じること。また、学校事務職員の多くは単数配置で物品搬入などの業務、兼務校への移動等は、大きな負担を伴うものであり、母体保障の観点から職務軽減など改善策について検討すること。
26. 育児休業等の周知義務を規定した改正育介法の趣旨をふまえ、男性教職員の育児休業等取得促進のため、すべての教職員へ制度の周知をはかること。また、期間のすべてを退職手当の勤続年数に算入すること。
27. 妊娠、出産及び育児に関する目的で取得できる休暇・勤務制度等を拡充すること。
28. 病気の治療と仕事の両立がはかられるよう勤務制度の拡充をはかること。
29. 介護を理由とする離職再任用制度を教員以外にも拡大するなど、介護等要件を有する教職員に対する支援策を講じること。
30. 精神疾患による休職者の復職直後における職務軽減など、復帰にともなう支援策を教員以外の職種においても実施すること。
31. 更年期障害やホルモンバランス治療への対応等、高年齢期においても働き続けられる職場環境の実現にむけた条件整備をおこなうこと。

V. しうがいのある教職員への合理的配慮に関すること

32. しうがいのある教職員が安心して働き続けられるよう、「大阪府教育委員会における障がい者である職員の活躍推進計画（20年6月）」をふまえ、相談体制の充実や執務環境の整備、働き方改革、しうがい理解の促進にむけた環境整備をおこなうこと。
33. しうがいのある教職員に対して、採用後のサポート体制を構築するとともに、職場定着の向上にむけた「しうがいのある教職員の定着支援事業」のさらなる拡充

をはかるなど、職場への定着にむけた支援をおこなうこと。